

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		高額療養費資金の貸付決定		
根拠例規及び条項		多治見市国民健康保険高額療養費貸付基金条例(昭和 53 年条例 3 号)第 8 条		
所 管 部 課 名		市民健康部 保険年金課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	資金の貸付を受けようとする者は、市長の定めるところにより申請しなければならない。		
	設定年月日	昭和 53 年 3 月 30 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 1～3 日程度 (注：休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日 (機関名)	協議機関 日 (機関名)	処分機関 1～3 日
	設定年月日	昭和 53 年 3 月 30 日	最終変更年月日	
備 考				